

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案

(閣法第二四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制を整備するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体又は地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)は、他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設について、当該地方公共団体の同意を得て、その管理の一部を代わって行うことができる。

二、都道府県に対する公営住宅に係る指導監督費の交付を廃止する。

三、住宅金融公庫が平成十七年三月三十一日までに受理した申込みに対する資金の貸付けに係る業務について、特別勘定を設けるとともに、当該業務に係る政府貸付金のうち主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十四年三月三十一日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定めるとする。

- 四、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の宅地造成等の経過業務について、特別勘定を設けるとともに、当該業務に係る政府貸付金のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十五年三月三十一日までの間において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とする。
- 五、機構は、国土交通大臣の認可を受けて、都市再生債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託することができるものとする等の資金調達手段の多様化を行う。
- 六、地方公社は、設立団体以外の地方公共団体が事業主体である公営住宅又は共同施設の管理を代わって行うおうとするときは、あらかじめ、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 七、地方公社は、破産又は認可の取消しの事由によるほか、設立団体がその議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに解散する。
- 八、公営住宅の家賃収入補助を平成十七年度までとする。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。